

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2016年3月号

会計基準Digestは、日本基準、エンドースメントされたIFRS（日本）、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■法令等の改正

該当なし

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

ASBJ、企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2016年3月14日に、企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表した。

ASBJは、2015年12月に企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という)を公表するとともに、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針のうち回収可能性適用指針に含まれないものについて、ASBJに移管すべく審議を行っている。このうち、税効果会計に適用する税率の取扱いについて、実務上の課題があるため、他に先行して関連する適用指針の開発が行われた。

今般公表された適用指針は、連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針及び個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針のうち税効果会計に適用する税率に関する部分について、基本的にその内容を本適用指針に引き継いだ上で、必要と考えられる見直しが行われている。



本適用指針は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2016年3月16日発行)

ASBJ、改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2016年3月28日に、改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「本適用指針」という)を公表した。

本適用指針は、2015年12月28日付で公表された、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という)のうち、早期適用した企業において、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表(比較情報)について明確化を図る要望が寄せられたことを受けて検討されたものである。

なお、本適用指針は、早期適用した企業における上述の比較情報の取扱いについて、回収可能性適用指針の公表時にASBJが意図していたことを確認するものであるため、公開草案の手続きを経ずに公表されている。



本適用指針は、2016年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2016年3月31日以後終了する連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2016年3月30日発行)

【公開草案】

該当なし

■ INFORMATION

経団連、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)」を公表

2016年3月9日、日本経済団体連合会(経団連)より、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)」がされた。

今回の改訂版では、2016年1月に改正法務省令が公布されたこと及び2016年3月期に企業結合に関する会計基準が全面適用になること等から、所要の修正が行われている。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#)（2016年3月10日発行）

ASBJ、マイナス金利に関する会計上の論点への対応について議事概要を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）より、2016年3月10日に「マイナス金利に関する会計上の論点への対応について」（第331回企業会計基準委員会議事概要別紙）が[公表](#)された。

本議事概要では、退職給付債務の計算において国債の利回りを基礎として割引率を決定している場合において、現時点でのマイナスとなっている利回り幅を踏まえると、退職給付債務の計算における割引率について、2016年3月決算においては、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられるということが示されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#)（2016年3月10日発行）

ASBJ、マイナス金利に関する会計上の論点への対応について議事概要を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）より、2016年3月24日に「マイナス金利に関する会計上の論点への対応について」（第332回企業会計基準委員会議事概要別紙）が[公表](#)された。

第332回企業会計基準委員会では、マイナス金利の状況における金利スワップの特例処理の取扱いについて議論が行われた。

本議事概要では、現時点において、委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる、としながらも、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合でも、2016年3月決算においては、これまで金利スワップの特例処理が適用されていた金利スワップについて、特例処理の適用を継続することは妨げられないものと考えられるということが示されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#)（2016年3月28日発行）

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

2. 修正国際基準

■ 会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

ASBJ、修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2016年3月17日に、修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下「本公開草案」という）を[公表](#)した。

本公開草案は、2013年中にIASBにより公表された会計基準等に対するエンドースメント手続の結果として公表されたものである。

本公開草案は、「IFRS第9号「金融商品」（ヘッジ会計並びにIFRS第9号、IFRS第7号及びIAS第39号の修正）」に関して、次の2項目について「削除又は修正」を提案している。

- (1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理
- (2) キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベシス・アジャストメント

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

3. IFRS

■ 会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会）

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■ INFORMATION

金融庁、「IFRSに基づく連結財務諸表の開示例」を公表（2016年3月31日 金融庁）

金融庁は平成28年3月31日、「IFRSに基づく連結財務諸表の開示例」を[公表](#)した。

本開示例は、IFRSに基づく連結財務諸表の作成にあたって企業の実務の参考となるものを示す観点から、平成21年12月に公表されていた「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」を改訂したものである。

本開示例の主なポイントは以下のとおりである。

■ 最新のIFRSに対応

これまでの開示例は、IFRS任意適用開始時点（平成22年3月期）の基準に基づくものだったが、本開示例は、その後のIFRS第9号（金融商品）の改訂など、平成28年3月期までのIFRSの改訂を反映している。

■ IFRSの規定に基づく説明の充実

これまでの開示例は、表形式による開示例と、その根拠となるIFRSの規定を記載していたが、本開示例は、企業がIFRSに基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、表形式による開示例と根拠となるIFRSの規定とを結びつける説明を充実させている。

本開示例は、IFRSにおいて明示的に開示を求められていないものについて、義務的な開示であるとの誤解を避けるために含めないこととした。また、IFRS任意適用企業の実際の開示を参考に、多くの企業において必要になると考えられる項目に絞り込むことで、企業の開示負担にも配慮したものとされている。

金融庁においては、今後も継続的に開示例について検討していくこととしており、開示例についての意見を平成28年9月30日まで受け付けている。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#)（2016年4月1日発行）

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

4. 米国基準

■ 会計基準等の公表（米国財務会計基準審議会（FASB））

【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU））】

ASU第2016-04号「プリペイド・ストアード・バリュー商品の非行使残高の認識」を公表（2016年3月8日 FASB）

プリペイド・ストアード・バリュー商品とは、プリペイドカード、ギフトカード、テレホンカードなどのように、前払いされることで貨幣的価値がその商品に蓄積し、財・サービスの購入時の決済に充当されることを目的として発行されるものである。本ASUは、発行済みのプリペイド・ストアード・バリュー商品が金融負債であること、一方、その認識の中止に際しては、Topic606（収益認識）の規定に従うこととした。会計処理を明確にすることで、現行及び将来の実務のばらつきに対応が図られた。



本ASUは、公開の営利企業の場合、2017年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

ASU第2016-05号「デリバティブの契約更改による既存のヘッジ関係への影響」を公表（2016年3月10日 FASB）

本ASUは、ヘッジ手段として指定されたデリバティブに契約更改、即ちデリバティブの取引相手の変更が行われたとしても、ヘッジ会計適用上の他のすべての要件が満たされている限り、ヘッジの再指定は不要であることを明確にするものである。



本ASUは、公開の営利企業の場合、2016年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

ASU第2016-06号「負債性商品に組み込まれた条件付プット・オプション及び条件付コール・オプション」を公表（2016年3月14日 FASB）

負債性商品の期限前返済（期限前償還）を可能とするプット・オプション及びコール・オプションが区分処理を要する組込デリバティブに該当するか否かを検討するに際しては、4つのステップに基づく判断が要求されている。しかし、負債性商品に組み込まれた条件付プット・オプション及び条件付コール・オプションについて、このステップに加え、オプションが金利リスクまたは信用リスクのみに連動するかどうかを判定するという見解があり、実務にばらつきがあった。本ASUは、期限前償還を可能とするオプションが主契約である負債性商品と明確かつ密接に関連するものであるか否かを判断する場合、オプションの行使がどのようなトリガーによって生じるものであるかにかかわらず、4つステップのみに基づいて判断を行うべきであることを明確にするものである。



本ASUは、公開の営利企業の場合、2016年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

ASU第2016-07号「持分法会計への移行の簡素化」を公表（2016年3月15日 FASB）

本ASUは、簡素化プロジェクトの一環として行われた基準改訂の1つである。従来、段階取得を経て持分法適用となった投資先に

ついては、持分法をその当初取得の時点に遡って適用することが要求されていた。本ASUにより当該規定は改訂され、持分法はその適用が適格となったから将来に向かって適用されることになる。持分法の適用開始以前に売却可能有価証券として会計処理されていた持分投資については、その他の包括利益累計額に蓄積された評価差額を、持分法の適用開始時点で純損益に認識しなければならない。



本ASUは、2016年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [Defining Issues No16-9](#)（英語）

ASU第2016-08号「本人か代理人かの検討(収益の総額表示か純額表示)」を公表(2016年3月17日 FASB)

本ASUは、収益認識に関する新基準Topic606における本人か代理人かの検討につき、実務上のガイダンスの明確化を図るものである。本人か代理人かの検討は、支配の移転の対象である財・サービスごとに行われる。財またはサービスが顧客に移転する前にそれらの財またはサービスへの支配を有している場合、当該取引当事者は本人に該当する。

なお、同様の改訂がIFRS第15号において行われることがIASBにて暫定決定されている。2016年3月18日公表の作業計画によれば、改訂基準書の公表は2016年4月に予定されている。



本ASUに基づく改訂は、Topic606の適用開始と同時に適用される。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [Defining Issues No16-10](#)（英語）

ASU第2016-09号「従業員への株式に基づく支払の会計処理の改訂」を公表(2016年3月30日 FASB)

本ASUは、簡素化のプロジェクトの一環として行われた基準改訂の一つである。確定せずに失効する権利については、その見込みを報酬額の測定に織り込むという従来の方法に加え、実際に失効が起きた時点で処理することが認められた。その他株式報酬に関係する法人所得税の取扱い(表示含む)などについても修正が行われている。



本ASUは、公開企業の場合、2016年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [Defining Issues No16-11](#)(英語)

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

該当なし

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)](#)へ

■ [KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介](#)

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2016年2月 IASB会議速報](#)
- [オンライン解説 リース](#)



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ](#) ([Link](#))
- [日本基準](#) ([Link](#))
- [修正国際基準](#) ([Link](#))
- [IFRS](#) ([Link](#))
- [米国基準](#) ([Link](#))